

ごみの不法投棄・野焼き ゼツタイ禁止!

不法投棄・野焼きを行った者(未遂を含む)には…

5年以下の懲役 または
1,000万円以下の罰金

会社・団体等を行った場合は…

さらに
3億円以下の罰金

自分の土地でも みだりにごみを捨てると **不法投棄** になります

不法投棄・野焼き を 見つけたら

警察署・市町・庄内総合支庁環境課 までお知らせください

鶴岡市	酒田市 環境衛生課	0234-31-0933
不法投棄 廃棄物対策課	庄内町 環境防災課	0234-43-0248
野焼き 環境課	遊佐町 地域生活課	0234-72-5881
三川町 建設環境課	酒田警察署 生活安全課	0234-23-0110(代)
庄内総合支庁 環境課	庄内警察署 刑事生活安全課	0234-45-0110(代)
鶴岡警察署 生活安全課	酒田海上保安部 警備救難課	0234-22-1830

※組織改編等により、課の名称や連絡先が変更になる場合があります。

庄内地区不法投棄防止対策協議会

TEL:0235-66-5705 E-mail:j51V36xH@pref.yamagata.jp